

船員の皆様へ

平成22年1月1日以降の仕事又は通勤による ケガや病気についての保険給付などの 概要と請求先などのご案内

～はじめに～

平成22年1月1日から船員保険の職務上疾病・年金部門と労災保険が統合されました。

これに伴い、平成22年1月1日以降の仕事又は通勤によるケガ又は病気の補償は、労災保険から給付されることとなりました。

これとは別に、船員保険独自の給付と上乗せ部分の給付は、引き続き船員保険（全国健康保険協会）から給付されます。

このパンフレットは、保険給付などの概要、請求先などについて、ご案内しています。

なお、詳細な給付内容は、労災保険については最寄りの都道府県労働局労働基準部労災補償課又は労働基準監督署へ、船員保険については、全国健康保険協会船員保険部にお問い合わせの上、ご確認ください。



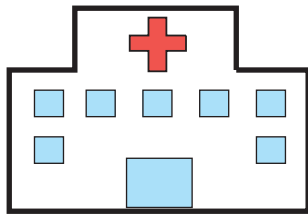
厚生労働省 都道府県労働局 労働基準監督署

<http://www.mhlw.go.jp>

保険給付の種類について

仕事又は通勤によるケガ又は病気にかかった場合は、様々な補償が行われます。ここでは、事例ごとにどのような補償が行われるかご説明します。

【事例1】ケガ又は病気にかかった際に、治療を受けた場合の補償



労災病院や労災指定医療機関において、原則として無償で治療を受けられます。



労災病院や労災指定医療機関以外で治療を受けた場合についても、治療費の支払いを受けられます。







治療のために、通院に要した費用の実費相当額が支給されます。




【事例2】ケガ又は病気の治療のために仕事を休んだ場合の補償

休業した日数によって、給付額が異なります。その概要については、下記の表をご覧ください。

1日あたりの給料
100%

休業1日目～3日目		(船員保険100%)
休業4日目～4か月		(労災保険80%+船員保険20%)
休業5か月～1年6か月		(労災保険80%)
休業1年7か月以降		

労災保険の最高限度額が船員保険の日額の60%を下回る場合には、その差額分が船員保険から支給されます。

-  船員保険
-  労災保険
-  船員保険(上乘せ給付)

【事例 3】 ケガ又は病気が原因で亡なられた場合の補償



遺族の人数等に応じて、年金又は一時金が給付されます。
また、遺族が葬祭を行った場合又は社葬として亡くなった船員の会社において葬祭を行った場合に、一定額が給付されます。

※ 遺族に対する年金又は一時金について、船員保険から上乗せ給付が受けられる場合があります。

【事例 4】 傷病の状態が安定し、治ゆ(症状固定)となった後に、後遺障害が残った場合の補償

※ 治ゆ(症状固定)とは、治療してもこれ以上改善しないものであり必ずしも、完治したことをいうものではありません。



後遺障害が障害等級表に掲げる障害等級（1級～14級）に該当するとき、その障害の程度に応じて年金又は一時金が給付されます。

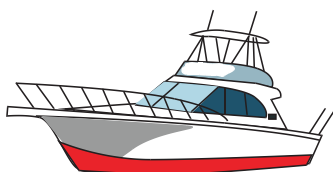
※ 障害に対する年金又は一時金について、船員保険から上乗せ給付が受けられる場合があります。

【事例 5】 重い後遺障害により、家族や介護サービス事業者等から、介護を受けることとなった場合の補償



障害（補償）給付（年金）又は傷病（補償）年金の受給者で、介護を要する場合に一定額が給付されます。

【事例 6】 船から転落等し、行方不明となった場合の補償



行方不明となり、その期間が1か月以上になった場合に一定額が船員保険から給付されます。

保険給付の名称について

【事例1～6】で示した、労災保険と船員保険における保険給付の名称を以下に示します。詳細な内容については、労災保険については労働基準監督署へ、船員保険については全国健康保険協会船員保険部へお問い合わせください。

		労災保険		船員保険
治療する場合〔事例1〕		療養（補償）給付		給付無し
休業した場合〔事例2〕	1～3日目	給付無し		休業手当金（注）
	4日目以降	休業（補償）給付	↔	休業手当金（上乗せ給付）
		傷病（補償）年金	↔	障害年金（上乗せ給付）
死亡した場合〔事例3〕		遺族（補償）給付（年金）	↔	遺族年金（上乗せ給付）
		遺族（補償）給付（一時金）	↔	遺族一時金（上乗せ給付）
		葬祭料		給付無し
後遺障害が残った場合〔事例4〕		障害（補償）給付（年金）	↔	障害年金（上乗せ給付）
		障害（補償）給付（一時金）	↔	障害手当金（上乗せ給付）
介護が必要な場合〔事例5〕		介護（補償）給付		給付無し
行方が不明となった場合〔事例6〕		給付無し		行方不明手当金

矢印で結ばれた給付同士は、上乗せ給付の関係です。（説明は後述）労災保険分は労働基準監督署へ、上乗せ給付の船員保険分は全国健康保険協会船員保険部へ請求してください。

（注）休業手当金とは、統合前における休業補償金のことです。

船員保険の主な独自給付について

以下の保険給付は、船員保険のみから給付されます。請求については、全国健康保険協会船員保険部へ請求してください。

- **休業手当金**
 - ・ 船員が仕事又は通勤によりケガ又は病気にかかった場合に、仕事を休んだ期間分（休業1～3日目、4日目～4か月目等）給付されます。
 - ・ 休業1～3日目までの補償については、本保険給付により請求することとなります。
- **行方不明手当金**
 - ・ 船員が仕事により行方不明となり、その期間が1か月以上である場合に、一定額が給付されます。

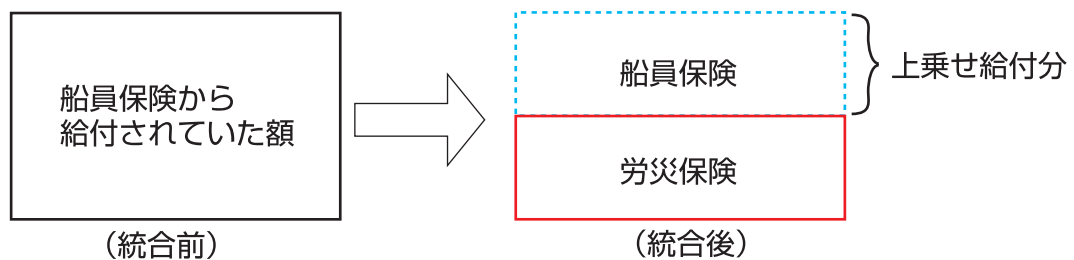
上乗せ給付について

仕事又は通勤により、ケガ又は病気にかかった場合の保険給付については、労災保険に相当する部分を労災保険から給付しますが、賃金の計算方法の違いなどがあり、それではカバーできない部分が発生することがあります。

労災保険でカバーできない部分については、引き続き船員保険から給付することとしており、この部分を上乗せ給付と呼んでいます。

上乗せ給付がある保険給付については3ページをご覧ください。

(イメージ図)



※ 上乗せ給付を行うことにより、統合前の給付水準を維持しています。

上乗せ給付の注意点について

上乗せ給付がある保険給付については、特に注意が必要です。

なぜならば、上乗せ給付分は、労災保険から同一の事由により同様の保険給付が給付されていなければ給付が行われなからです！

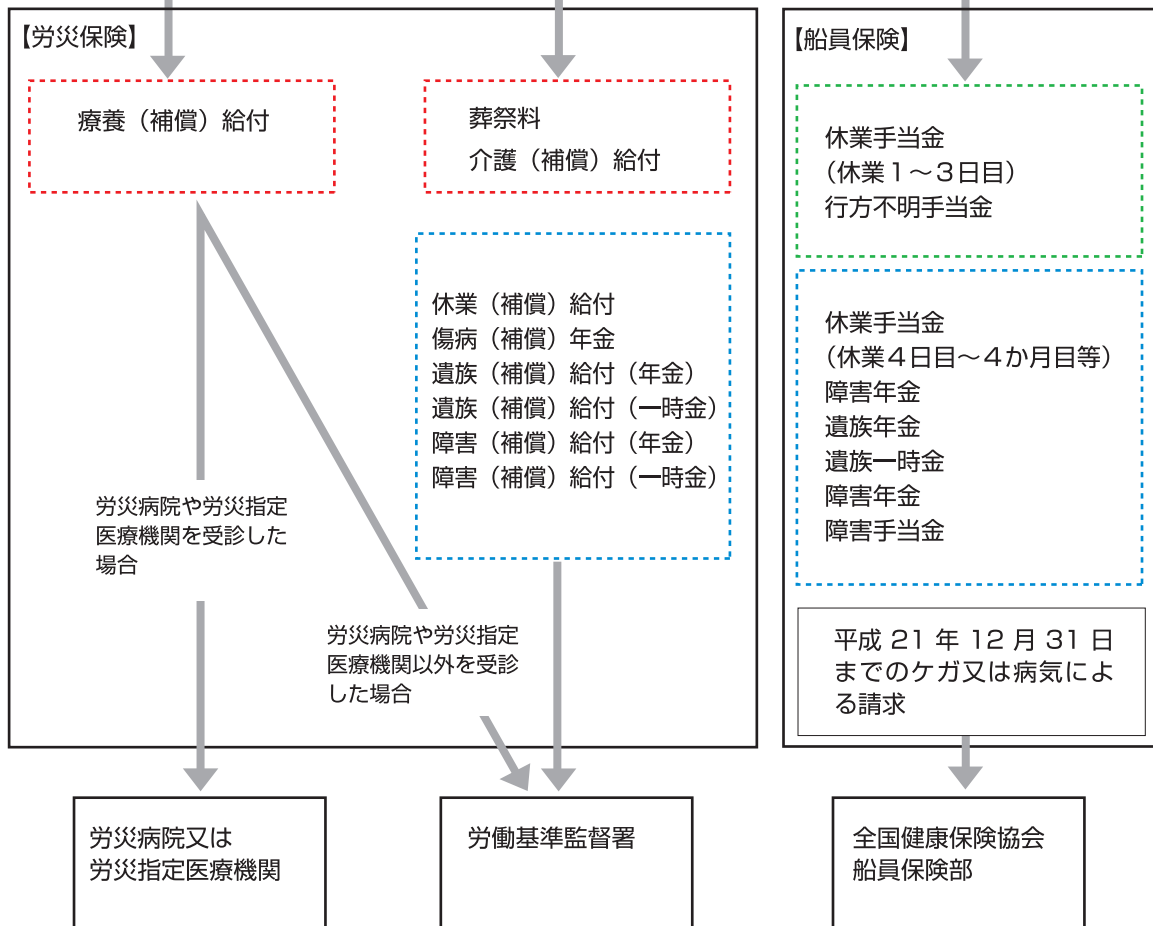
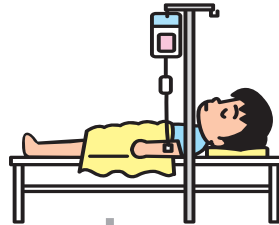
このため、上乗せ給付がある保険給付については、必ず、労働基準監督署と全国健康保険協会船員保険部の双方に請求を行ってください。

各種保険給付の請求先については、次ページをご覧ください。

請求書の提出先について

平成 22 年 1 月 1 日以降に仕事又は通勤により、ケガ又は病気にかかった場合の請求書の提出先は以下のとおりです。

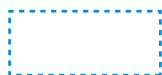
ただし、平成 21 年 12 月 31 日以前のケガ又は病気についての請求書は、すべての保険給付について、全国健康保険協会船員保険部に提出してください。



労災保険から給付



船員保険から給付



労災保険と船員保険（上乗せ給付）から給付

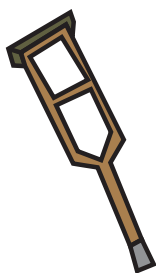
（必ず、労働基準監督署と全国健康保険協会船員保険部の双方に提出する必要があります。）

主な社会復帰促進等事業について

労災保険では仕事又は通勤によるケガ又は病気にかかった場合、ご本人及びその遺族に対する各種の保険給付と併せて、社会復帰の促進、ご本人及びその遺族の援護、安全及び衛生の確保等を図ることにより、福祉の増進に寄与することを目的として社会復帰促進等事業を行っています。

ここでは、主な社会復帰促進等事業についてご説明します。

○ 義肢等補装具費支給制度

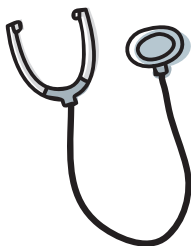


仕事又は通勤によるケガ又は病気にかかり、四肢喪失、機能障害等が残った場合は、その障害の程度に応じて障害（補償）給付を給付しています。社会復帰には、義肢その他の補装具が必要不可欠であることから、労災保険では義肢等の支給を無料で実施しています。

支給する義肢等は、義肢、上肢装具及び下肢装具、義眼、補聴器、車いす、かつら等です。

都道府県労働局へ申請します。

○ 外科後処置



仕事又は通勤によるケガ又は病気にかかり、外科後処置として、例えば、手足の切断部が治った後（治ゆした後）に義肢を装着するための再手術や顔面の火傷が治った後（治ゆした後）に残った醜状をなくすための整形手術等の職業生活や社会生活に復帰するためには必要不可欠な処置を、全国の労災病院又は都道府県労働局長が指定した国公立病院等で実施しています。

都道府県労働局へ申請します。

○ アフターケア制度



仕事又は通勤によるケガ又は病気にかかり、せき髄損傷、頭頸部外傷症候群、慢性肝炎、振動障害等の傷病にかかった方の中には、その症状が治った後（治ゆした後）においても後遺症状に動揺をきたす場合や後遺症害に付随する病気にかかる場合があることから、アフターケアとして必要に応じ、予防その他の保健上の措置を講じています。

アフターケアそのものについての申請は不要です。

○ 労災就学等援護費



仕事又は通勤によるケガ又は病気にかかり、亡くなられた方のご遺族や重度障害を受けられ、あるいは長期療養を余儀なくされた方で、その子供等に係る学費等の支弁が困難であると認められる方には、労災就学等援護費が支給されます。

労働基準監督署へ申請します。

○ 船員保険についての請求先 及びお問い合わせ先

全国健康保険協会（協会けんぽ）船員保険部

〒102-8016 千代田区富士見2-7-2 ステージビルディング 14 階

0570(300)800（全国一律通話料金、携帯及び公衆電話から利用不可）
03(6862)3060（通常通話料金）

○ 労災保険についてのお問い合わせ先

都道府県労働局労働基準部労災補償課

北海道	〒060-8566	札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎	011(709)2311
青森	〒030-8558	青森市新町2-4-25 青森合同庁舎	017(734)4115
岩手	〒020-0023	盛岡市内丸7-25 盛岡合同庁舎1号館	019(604)3009
宮城	〒983-8585	仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第4合同庁舎	022(299)8843
秋田	〒010-0951	秋田市山王7-1-3 秋田合同庁舎	018(883)4275
山形	〒990-8567	山形市香澄町3-2-1 山交ビル	023(624)8227
福島	〒960-8021	福島市霞町1-46 福島合同庁舎	024(536)4605
茨城	〒310-8511	水戸市宮町1-8-31 茨城労働総合庁舎	029(224)6217
栃木	〒320-0845	宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎	028(634)9118
群馬	〒371-8567	前橋市大渡町1-10-7 群馬県公社総合ビル	027(210)5006
埼玉	〒330-6016	さいたま市中央区新都心11-2 ライト・アックス・タワー	048(600)6207
千葉	〒260-8612	千葉市中央区中央4-11-1 千葉第2地方合同庁舎	043(221)4313
東京	〒102-8306	千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎	03(3512)1617
神奈川	〒231-8434	横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎	045(211)7355
新潟	〒951-8588	新潟市中央区川岸町1-56	025(234)5925
富山	〒930-8509	富山市神通本町1-5-5 富山労働総合庁舎	076(432)2739
石川	〒920-0024	金沢市西念3-4-1 金沢駅西合同庁舎	076(265)4426
福井	〒910-8559	福井市春山1-1-54 福井春山合同庁舎	0776(22)2656
山梨	〒400-8577	甲府市丸の内1-1-11	055(225)2856
長野	〒380-8572	長野市中御所1-22-1	026(223)0556
岐阜	〒500-8723	岐阜市金竜町5-13 岐阜合同庁舎	058(245)8105
静岡	〒420-8639	静岡市葵区追手町9-50 静岡地方合同庁舎	054(254)6369
愛知	〒460-8507	名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館	052(972)0261
三重	〒514-8524	津市島崎町327-2 津第2地方合同庁舎	059(226)2109
滋賀	〒520-0057	大津市御幸町6-6	077(522)6630
京都	〒604-0846	京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451	075(241)3217
大阪	〒540-8527	大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館	06(6949)6507
兵庫	〒650-0044	神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー	078(367)9155
奈良	〒630-8570	奈良市法蓮町387 奈良第3地方合同庁舎	0742(32)0207
和歌山	〒640-8581	和歌山市黒田2-3-3 和歌山労働総合庁舎	073(488)1153
鳥取	〒680-8522	鳥取市富安2-89-9	0857(29)1706
島根	〒690-0841	松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎	0852(31)1159
岡山	〒700-8611	岡山市下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎	086(225)2019
広島	〒730-8538	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第2号館	082(221)9245
山口	〒753-8510	山口市中河原町6-16 山口地方合同庁舎2号館	083(995)0374
徳島	〒770-0851	徳島市徳島町城内6-6 徳島地方合同庁舎	088(652)9144
香川	〒760-0019	高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎	087(811)8921
愛媛	〒790-8538	松山市若草町4-3 松山若草合同庁舎	089(935)5206
高知	〒780-8548	高知市南金田1-39	088(885)6025
福岡	〒812-0013	福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館	092(411)4799
佐賀	〒840-0801	佐賀市駅前中央3-3-20 佐賀第2合同庁舎	0952(32)7193
長崎	〒850-0033	長崎市万才町7-1 住友生命長崎ビル	095(801)0034
熊本	〒860-0008	熊本市二の丸1-2 熊本合同庁舎	096(355)3183
大分	〒870-0037	大分市東春日町17-20 大分第2ソフィアプラザビル	097(536)3214
宮崎	〒880-0805	宮崎市橘通東3-1-22	0985(38)8837
鹿児島	〒892-0816	鹿児島市山下町13-21 鹿児島合同庁舎	099(223)8280
沖縄	〒900-0006	那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎	098(868)3559